固定資産税に係る縦覧

■期間　４月１日～５月２日(土･日･祝日を除く)午前９時～午後５時15分　■場所　市役所南館１階課税課南相談室　■対象　原則として固定資産の所有者かその代理人　■持参するもの　本人確認のため前年度の納税通知書、運転免許証、健康保険証等。代理人は委任状。

地価の下落に伴う価格の修正

市内全ての宅地および宅地比準土地について、地価の下落に伴う価格の修正を行っています。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ
課税課固定資産税担当　☎38-2017

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出

本年度新たに価格を決定し固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、４月１日(金)から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間、文書により下記へ審査の申出をすることができます。ただし、地価の下落に伴う価格の修正を行った土地については、その修正に関する申出に限ります。

問い合わせ
固定資産評価審査委員会
☎38-2102

高齢者バス運賃助成券を送付します

市では、市内に住民登録もしくは外国人登録をしている満70歳以上のかたに、バス運賃の助成として年額3,000円の「阪急バス乗車券購入助成券」を交付しています。

対象のかたには、３月25日付で助成券を送付(今年度は「小豆色」)しています。

４月１日以降来年の３月31日までの間、その助成券と引き換えで「芦屋市敬老回数カード」(3,300円分乗車可)と交換、また「高齢者用定期券《阪急グランドパス65》」を購入されるかたは3,000円分の割り引きが受けていただけます。

助成を受けられるかたは、助成券の申請者欄に署名・押印(認印)の上、下記窓口で直接交換(バスの車内では交換できません)してください。

【取り扱い窓口／時間】※①②は回数カードのみ、③④は回数カード・定期券
①市役所売店(南館地下１階)／平日・午前９時30分～午後４時15分
②花岩駅前ショップ(ＪＲ芦屋駅北)／月～土曜日・午前９時～午後６時15分
③阪急バス芦屋浜営業所(新浜町１－３)／年中無休・午前７時～午後７時
④阪急芦屋川駅売店／月～土曜日・午前６時45分～午後７時30分(日曜日＆祝日・午前７時30分～午後６時)

【注意事項】
◎高齢者用定期券の購入には、顔写真(2.5×3cm)と健康保険証等身分証明が必要です。
◎助成は、お一人につきいずれか１回に限り受けていただけます。
◎郵便宛名のご本人のみ、利用いただけます。他のかたへの譲渡は禁止します。
◎「敬老回数カード」は本事業用に作成された交換用カードです。市販の回数カードと同様にお使いいただけますが、現金での販売・払い戻しはしていません。
◎「助成券」は、昭和10年４月以前生まれのかたへ一斉送付しています。５月以降来年３月末までに満70歳となるかたには、誕生月の前月末に送付します。
◎「助成券」再交付はいたしませんのでご注意ください。
◎満70歳以上のかたで「助成券」が届いていないかたは、下記へご連絡ください。

問い合わせ　高年福祉課　☎38-2044

緑化に関する助成制度を一部改正

市民・事業者等の環境保全への取り組みを推進するため、市内で実施される緑化や植樹などの事業に対し「緑化に関する助成制度」で助成をしています。生垣緑化や壁面・駐車場・屋上などの緑化、また助成制度利用についてのご相談は下記へ。

【改正の内容】
①４月から、生け垣等の緑化事業も助成(従来の「生け垣等設置助成」は廃止)します。
②助成額は、その事業に必要な費用の３分の１(限度額10万円)から２分の１(限度額20万円)となりました。
■申し込み　所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、５月15日(日)までに下記へ
■交付決定　審査の上で決定します　※交付対象額が予算額を超える場合は抽選

問い合わせ　みどりの課　☎38-2103(総合公園内)

４月から「個人情報保護法」全面施行

～あなたの大切な「個人情報」を守るために～

誰もが安心してＩＴ社会の恩恵を受けるための制度的基盤として、平成15年５月に成立・公布された「個人情報保護法」が、平成17年４月１日から全面施行されます。

個人情報取扱事業者は、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など、個人情報の適正な取り扱いに関するルールが適用されます。

このほか事業者は個人情報の保護に主体的に取り組むことが期待されますが、自分の大切な個人情報を守るためには、自分の情報をむやみに提供しないようにするなど「自分の情報は自分で守る」という意識を持つことも必要です。

個人情報を提供する場合には、利用目的がはっきり示されているか、事業者が適切な情報保護体制を整備しているかを、よく確認するように心がけましょう。

個人情報に関するトラブルや疑問は、事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体・地方公共団体・国民生活センターの苦情相談窓口などでご相談いただけます。

※詳しくは、内閣府国民生活局ホームページ(http://www5.cao.go.jp./seikatsu/kojin/index.html)をご覧ください。

●芦屋市では、消費生活センター(☎38-2034)・お困りです課(☎38-5401)・総務部総務課が、苦情等の相談窓口となります。お気軽にご相談ください。

問い合わせ　総務部総務課　☎38-2010

特別障害給付金の受付が始まります

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより「障害基礎年金」等を受給されていないかたに、４月から「特別障害給付金」が給付されることになりました。

該当されるかたは、保険年金課へご請求ください。

◆対象者　次の要件に該当するかた
①平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であっ た学生
②昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被雇用者(厚生年金・共済組合等加入者)の配偶者で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金１級・２級相当の障害に該当されるかた。ただし、65歳に達する日の前日までに、当該障害状況に該当されたかた。

◆支給額　障害基礎年金・１級該当者…月額５万円
障害基礎年金・２級該当者…月額４万円
※物価変動による改定、本人の所得による制限があります。
※老齢年金・遺族年金・労災補償等受給者の支給制限があります。

◆請　求　４月１日(金)から、平日の執務時間内に市の保険年金課年金担当窓口へ
※障害認定等の審査・支給の窓口は、社会保険事務局です。
社会保険事務局(社会保険庁 ☎0798-33-1285)
※給付金は、請求月の翌月分から支給されます。
※障害の認定に必要な書類が全てそろわなくても４月中の請求は可能です。

問い合わせ　保険年金課年金担当　☎38-2036

芸術文化活動助成制度を一部改正

芸術文化活動を行っている団体・個人に対する「芸術文化活動助成制度」の助成金額を、４月から次のとおり改正しました。

公的団体が主催する大会等に参加される個人・団体は、この制度で助成が受けていただけます。ご活用ください。

■助成金額　①国際的規模の大会等に参加・個人15,000円／団体30,000～60,000円
②全国的規模の大会等に参加・個人10,000円／団体20,000～40,000円
③近畿圏規模の大会等に参加・個人7,500円／団体15,000～30,000円
④全県規模の大会等に参加・個人5,000円／団体10,000～20,000円
■申請方法　原則として事業開始一カ月前に下記へ

問い合わせ　市民参画課国際文化担当　☎38-2008

春の公民館講座 開講記念講演会

■日時　４月11日(月) 午後１時30分～３時　■会場　市民センター 401室

安斎　育郎氏

■内容　「平和に向けての21世紀の選択」立命館大学国際平和ミュージアム館長･安斎育郎 氏　■定員　先着100人　■申し込み　直接会場へ

問い合わせ　公民館　☎35-0700

女と男の参画メール

問い合わせ
女性センター　☎38-2023

女性専用車両導入　関西に集中

年々増加する電車内の痴漢行為を抑止するため、平成十三年三月、首都圏の京王電鉄が二十三時以降の深夜便に女性専用車両を導入し、続いてＪＲ東日本(埼京線)も導入しました。

翌年七月には関西で、ＪＲ西日本(大阪環状線と学研都市線)が、朝の通勤ラッシュ時に導入、現在では大阪・神戸両市営地下鉄や関西の大手私鉄で、朝の通勤ラッシュ時など一部の時間帯や路線で導入されています。

国土交通省が平成十四年二月に首都圏で実施した「女性の視点から見た交通サービスに関するアンケート調査」の結果では、男女約五千人のうち女性の八割、男性では七割弱が女性専用車両導入に賛成し、特に朝のラッシュ時への導入を希望するなど社会ニーズが高いことが明らかになりました。しかし、「男女差別である」「一般車両の混雑がひどくなる」など、男女とも二割の反対があり、鉄道事業者の中にも、①ダイヤ混雑の可能性や電車の遅れの恐れ、②ドアの位置や車両数が異なるためホーム上の安全性の確保、③一般車両の混雑の均等化などの課題もあり、導入は比較的容易な一部路線に限られています。

首都圏で始まった女性専用車両ですが、その後導入は進まず、昨年二千二百件を越える痴漢を検挙した警視庁は、首都圏での女性専用車両導入を鉄道各社に要請したそうですが、複数の鉄道会社が乗り入れていたり、各車両の混雑の平均化が図れないなど各社の反応は消極的なようです。

男女共同参画を目指すこれからの日本社会では、日々の通勤・通学時も含め、女性が安全・快適に社会参画するための環境づくりは欠かせませんが、「お互いの人権を尊重する」という精神の涵養(かんよう)が最も必要なことではないでしょうか。